

宇治拾遺物語の成立

——僧伝類との比較検討をとおして——

宮

田

尙

宇治拾遺のなりたちを、僧伝類との類似語の比較検討をとおして推論しようとするのが本稿の態度である。

宇治拾遺のなりたちについて從来なされて来た種々の論考は、主としていわゆる説話集との類似語の比較検討をとおしてのものであつた。それはこの問題を解くうえでもっとも基本的なことのひとつであるが、本稿はそれらとは別の角度から、なりたちにかかわりの深いとおもわれる二、三の点を指摘しようとするのである。

(註) 本稿でいう僧伝類とは、その形態が個人的なものであると「集」であるとを問わず、僧の伝記を記したものすべてをさす。

1 僧伝類との書承関係

周知のとおり、宇治拾遺には僧伝類との類似話が少なくない。この類似話現象がなにゆえに生じたかが結局この問題を解くかぎである。そこで、両者の関係、とりわけ書承関係の有無の検討がすべてにさきだつてなされなければならない。

僧伝類と宇治拾遺との類似話のうちで、わたくしの知りえた範囲でもつとも類似度の高いものは、次に示す卷五第四話「範久阿闍梨西方をうしろにせざる事」と続本朝往生伝の「阿闍梨範久」の項とである。

△宇治拾遺▽

△続本朝往生伝▽

是れも今は昔、範久阿闍梨と云ふ僧有りけり。山の楞嚴院に住みけり。ひとへに極楽を願ふ。行住坐臥西方を後にせず。睡大小便西に向はず。入日を背に負はず。西坂より山へ登る時は、身をそばだて歩む。常に云はく。何んぞ心さしを遂げざらん。臨終正念はずとなん云ひけり。往生伝に入るとか。

阿闍梨範久者。住延暦寺楞嚴院。一生慕極進。行住坐臥不レ背西方。吐睡便痢不レ向西方。未_レ曾以_レ夕陽負_レ背。登山之時側身而行。常称曰。樹之臥也必在_レ頃方。懸意西方盡_レ素意。臨終正念無疑。

両者の本文はこのようにプロットにおいても文脈においても、そしてまた表現においてもきわめてよく似ている。のみならず、宇治拾遺のはなしの末尾には出典名を示すかにおもわれる「往生伝」に入るとか」の記述がある。この「往生伝」が右にあげた続本朝往生伝をさすものであり、宇治拾遺がそれを出典としているために両者が類似しているのだとすれば、宇治拾遺の少なくともある部分は編纂に際して文献を涉獵した結果えられたはなしによって構成されていると考えなければならないであろう。そこで、僧伝類と宇治拾遺との書承関係の有無を検討するにあたって、この点を手がかりとして考察をすすめる。

ところで、結論をさきにいえば、次に述べる三つの理由によつて両者の書承関係はみとめられない。その第一の理由は、両者の間にみとめられる五条の類似話の類似相がそれぞれ違うことである。たとえば、右に示したように範久往生説話はほとんど同文といいうほどの高い類似度を呈している。宇治拾遺卷五第四話が、続本朝往生伝・範久の項を出典として書かれたものであり、そのために宇治拾遺の末尾に出典名が記されているのであれば、これは漢文を和文に改めただけで出典の記述をほとんどそのまま受け継いだものとみるべきである。ところが、

八 宇 治 拾 遺 √	八 続 本 朝 往 生 伝 √
(1) 三河入道遁世聞事（巻四第七）	大江定基

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (2) 範久阿闍梨西方をうしろにせざる事（巻五第四話） | 阿闍梨範久 |
| (3) 増賀上人參ニ三条宮振舞の事（巻十二第七話） | 沙門増賀 |
| (4) 寂照上人飛々鉢事（巻十三第十二話） | 沙門寂照 |
| (5) 仁戒上人往生の事（巻十五第九話） | 沙門仁戒 |

と五条ある両者の類似話のうち、(1)(3)(4)の三例は、続本朝往生伝が骨子だけの簡単な記述であるのに対しても宇治拾遺の表現は精緻である。しかも、(4)の場合、全体としては表現が精緻でありながら部分的には続本朝往生伝にあたって無視出来ない表現を欠いているし、(5)の場合、広義の類似話ではあるけれども構成要素やプロットに相違があつて、これをただちに類似話とすることにためらいをさせ感じさせるほどである。わずか五条しかない類似話が、このように類似相を異にしていることは続本朝往生伝が宇治拾遺の出典であると考えることを許さないのである。

これと関連して指摘出来る第二の理由として、ほぼ類似相を同じくしている(1)(3)(4)の三例の類似話が今昔にもあって、宇治拾遺の表現は、続本朝往生伝のそれに対するよりも既に書承関係のないことがあきらかにされている今昔の方により近いことがあげられる。そのもつとも顕著な例は、(3)の場合である。続本朝往生伝

における宇治拾遺卷十二第七話「増賀上人參三條ノ宮振舞の事」の類似話は、「沙門増賀」の項の一部分として

嘗有「后宮授戒之語。参入之後於御所示「真風」。

とあるだけである。宇治拾遺に比較してこの記述はあまりにも簡略であるため、ちあいいたことはいえないが、しかし少なくとも両話の範疇が同じであることだけはいいえよう。そこで宇治拾遺と今昔（卷十九第十八話）とを比較すると、次に示すように表現に若干の相違がみとめられるだけで文脈もほぼ同じである。

△宇治拾遺▽	△今昔▽
……三條大后的宮、尼に成らせ給はんとて、戒師の為に召しに遣はされければ、尤も尊きことなり。増賀こそは誠になし奉らめとて参りけり。弟子も此の御使を瞋つて、打ち給ひなどやせんずらんと思ふに、思ひの外に心安く参り給へば、有難き事に思ひ合へり。……	今昔。三條ノ太皇大后宮——中略——出家セムト思シテ。故ニ多武ノ峰ニ籠り居ル増賀聖人ヲ以テ御髪ヲ令レ挾ムト被レ仰テ。態ト召ニ遣シタレハ、尼に成り給ふに、上達部、僧ども多く参り集まり、内裏より御使など参りたるに、此の上人は、目は恐ろしがなるが、體も貴びながら、煩はしげになんおはしける。さて御前に召し入れて、御几帳のもとに参りて、出家の作法して、めでたく長き御髪を掻き出だして、此の上人に剪 <small>マト</small> 云ヘバ。弟子共此レヲ聞テ。此ノ御使ヲバ瞋テ打テムズト思ツルニ。不レ思ザル外此ニク和カニ参ラムト有ル。

希有ノ事トゾ云ヒケル。……

右の例文は、続本朝往生伝がわずかに「嘗有「后宮授戒之語。」といつてあるところに相当する部分である。また次の例文は、同じく宇治拾遺卷十二第七話と今昔（卷十九第十八話）との比較であるが、続本朝往生伝には該当箇所のない部分である。

△宇治拾遺▽	△今昔▽
……斯くて宮に参りたる由申しければ、悦びて召し入れ給ひて、尼に成り給ふに、上達部、僧ども多く参り集まり、内裏より御使など参りたるに、此の上人は、目は恐ろしがなるが、體も貴びながら、煩はしげになんおはしける。さて御前に召し入れて、御几帳のもとに参りて、出家の作法して、めでたく長き御髪を掻き出だして、此の上人に剪 <small>マト</small> 云ヘバ。弟子共此レヲ聞テ。此ノ御使ヲバ瞋テ打テムズト思ツルニ。不レ思ザル外此ニク和カニ参ラムト有ル。	……カクテ三條ノ宮ニ参テ。参レル由ヲ令レ申ム。宮喜バセ給ヒテ。今日吉日也トテ御出家有リ。上達部少々可レ然キ僧ナド多ク参り合タリ。内ヨリモ御使有リ。此ノ聖人ヲ見レバ。目ハ怖シ氣ニテ貴ト乍ラ煩ハシ氣ニゾ有ケル。□コソハ人ニハ恐レラレケレト見ル人々思ヒケリ。御前ニ召シ出ラレテ御几帳ノ許近ク参テ出家ノ作法シテ□長キ御髪ヲ搔出デム此ノ聖人ヲ以テ令レ狭メ給フ間。簾ノ内ノ女房□テ泣事系□シ。

いまひとつ(4)の例をあげよう。

△宇治拾遺▽	△統本朝往生伝▽
……我が國の三宝神祇助け給へ、恵見せ給ふなど念じ入りてゐたる程に、(a) 鉢独樂のやうに転きて、店の僧の鉢よりも早く飛びて、物を受けて帰りぬ。(b) 其時上より始めて、やんごとなき人なりとて、拝みけるとぞ申し伝へたる。	……寂照心中大耻。深念日本朝神明仏法。食頃観念。爰寂照之鉢飛繞三仏堂三匝。受齋食而來。異國之人悉垂感涙。皆曰。日本國不知人。令尙然渡海。似表無人。令寂照入宋。似不惜人。云々。

と類似度の高い記述が今昔にあることは、たとえそこに潤色を想定しても、宇治拾遺が統本朝往生伝を出典としていると考えることを許さないのである。

第三の理由として、(2)(5)の二例を除いて統本朝往生伝の一項目中の特定部分が宇治拾遺では一話の全文になつており、かつまたそれとの類似話が両者においてともに散在していることがあげられる。元来宇治拾遺は一定した編纂方針をもたない雑纂説話集であるから、かりに統本朝往生伝を出典としているとすれば、それからえたはなしは、後に別本から引用されたものがそれらの間に挿入されないかぎり連続してみられるはずであろうし、統本朝往生伝の一話のなかの特定部分のみが引用されることもないと考えられるのである。しかし、じつさいには一項目のなかの特定部分だけが共通していたり、類似話が両者ともに散在していたりしている。ことに統本朝往生伝で一項目に収められている「大江定基」の項の特定部分の類似話が、卷四卷と卷十三とにみられることははなはだ暗示的である。なぜなら、一定した編纂方針をもたない雑纂の宇治拾遺において、かかる現象は書承関係ではけつして生じえないことだと考えられるからである。

たとえ範久往生説話の本文が酷似しており、かつまた宇治拾遺卷五第四話の末尾に出典関係を想定せしめる「往生伝に入るとか」の記述があつても、以上の三点は統本朝往生伝と宇治拾遺との書承関係を否定するのである。

ところで、統本朝往生伝と宇治拾遺との関係を論じた学者に野村八良博士、藤井乙男博士らがあり、これらの先学はいずれも続

本朝往生伝が宇治拾遺の出典であるとの見解をとつておられる。そうして、その論拠は右に述べた両者の本文の酷似から巻五第四話末尾の「往生伝」を統本朝往生伝と推断されたことによる。たしかに、範久往生説話だけを比較するかぎりにおいては先学のこの推論は異論のないところであるが、しかし両者には先述のようにこの他に四条の類似話がある。五条の類似話がみとめられる二書間において、一方が他方を出典としている場合に、そのうちのあるものだけは書承関係による類似であり、他の類似話は無関係であるなどということはありえないから、両者の書承関係を云々するに際してはそのすべてが総合的に検討されなければならないであろう。このような観点から単に範久往生説話にかぎらず両者の関係を総合的に検討すると、先述のような結論に到達するのである。

ついでにいえば、本文の酷似から先学が一様に統本朝往生伝のことだと考えられた「往生伝」も、じつはそれが統本朝往生伝でなければならないとするに足る積極的な理由はない。ちなみに、わたくしの知りえた範囲でも「往生伝」と呼ばれた文献は他に日本往生極楽記（扶桑略記、三外往生記、選集抄——カッコ内は所収文献名。以下同じ）拾遺往生伝（発心集）三外往生記（閑居友）の例があるのである。のみならず、日本往生極楽記が日本往生伝、日本往生記、慶氏往生記、慶氏伝、往生記、往生伝と、また統本朝往生伝が統本朝往生伝、統往生之伝、江師往生伝、江家ノ伝、伝、などと多種多様に呼ばれていることなどからして、各種往生伝の呼称は一定していかなかったことが推察される。してみ

れば、宇治拾遺卷五第四話の「往生伝」も統本朝往生伝をさしてみるとことも出来うるわけであるが、いわゆる往生伝類の嚆矢であり、後に統出するところの往生伝類に少なからぬ影響を与えた日本往生極楽記が「往生伝」と呼ばれたことの他に、「往生伝」と呼ばれたものがこのようにいくつかあつたということは、けつして宇治拾遺卷五第四話の「往生伝」が統本朝往生伝をさすとするに足る積極的な理由とはなりえないものである。

宇治拾遺と僧伝類との間にみとめられる類似話のうちで、もつとも類似度の高い、いいかえれば書承関係にありと考えられるることは、単に統本朝往生伝と宇治拾遺との間に書承関係がないことを意味するにとどまらず、現存する僧伝類と宇治拾遺との類似話現象は、書承関係によるものでないことが、以上述べて来たことによつてあきらかにされたであろう。したがつてこのことは、統本朝往生伝と宇治拾遺との間に書承関係がないことを意味するにとどまらず、現存する僧伝類と宇治拾遺との類似話はみとめられても、それらはすべて書承関係によるものではないと敷衍して考へることが出来るのである。

では、なぜ両者に類似話現象がみられるのであるか。この疑問を解きほぐすために、別の観点からさらった考察をすすめよう。

天「事付染殿后奉レ祈事」の周辺
2 卷十五第八話「相応和尚上三都卒

卷十五第八話は相応和尚が都卒天にのぼるはなしと染殿后的御懼を析るはなしとの二話で構成されている。この二話構成は宇治

拾遺のなりたちにかかわりが深いとおもわれる所以であるが、そのことについて別の機会にゆずる。

さて、まず題目の「上都卒天事」の部分について。

これは次に示すように、都卒天にのぼって弥勒菩薩にまみえんとした相応和尚が、妙法蓮華經を誦することが出来なかつたために内院に入ることを許されなかつたことがはなしの中心であり、一たん引返した後に本意を遂げたことが付記されている。

今は昔、數山無動寺に相応和尚と云ふ人おはしけり、比良山の西に、葛川の三滝と云ふ所にも通ひて行ひ給ひけり。其滝にて不動尊に申し給はく、我を負ひて都卒の内院、弥勒菩薩御許に率て行き給へと、あながちに申しければ、極めて難き事なれど、強ひて申す事なれば率て行くべし。其尻を洗へと仰せければ、滝の尻にて水浴み、尻能く洗ひて、明王の頭に乗りて都卒天に登り給ふ。ここに内院の門の額に、妙法蓮華と書かれたり。明王の給はく、これ、是れへ参入の者は、此經を誦して入れ。誦せざれば入らず、との給へば、遙に見上げて、相応の給はく、我れ此經読みは読み奉る。誦する事未だ協はずと。明王さては口惜しき事なり。其義ならば参入叶ふべからず。帰りて法華經を誦して後参り給へと、搔き負ひ給ひて葛川へ帰り給ひければ、泣き悲しみ給ふ事限りなし。さて本尊の御前にて経を誦じ給ひて後、本意を遂げ給ひけりとなん。……

ところで、きわめて広義のものではあるが、本尊に祈念して都

卒内院に至らんとしたという点においてこのはなしと同一方向を

めざしているというべき類似話が、天台南山無動寺建立和尚伝、拾遺往生伝等の十種類の文献にみとめられ、それらは大きく二系統に分類される。その一は、扶桑略記などの記述から天台南山無動寺建立和尚伝（あるいはそれとひじょうに類似度の高い内容をもつた散在文献）を祖としていると推測される一群である。

同十五年乙亥対^ニ本尊前^ニ祈^ト念可^レ示^テ後生之處^ニ之由^ニ夢明王^ニ坐^ム須^ム弥^ニ山頂盤石上^ニ令^シ見^ム十方淨土都率極樂^ニ如^シ見^ム掌中^ニ即^シ告^ト隨^テ願求^シ而可^レ往生^ス。嘗^テ感^ム喚^ム淚沾^シ衣^ス。其後係^ニ念於都卒内院^ニ復^テ夢到^ニ都率外院^ニ時^ニ慈慶大德坐^ニ内院^ニ乘^ム紫磨金色師子^ニ忽^テ看^ム和尚出來^ス。告曰^ト我依^テ讀^ム誦^ム法華一乘^ニ之力^ニ既^シ生^ム内院^ニ早^ニ選^ム本山^ニ一心一向可^レ転^シ說^ム法華經^ス。

其後專致^シ精誠^シ。転^シ說^ム法華經^ス。

右に引用したのは天台南山無動寺建立和尚伝の一部である。この系統に属するものは、成立年代が下るにつれて文章や内容が若干変化しているものの、系統内部において類似度が高く整然としている。「相応和尚伝」から直接引用したという扶桑略記の他は、この系統に属するものはすべていわゆる僧伝であるから、プロパガンダ的意識をもつて編纂された僧伝の特殊性を考えると、この系統のはなしの大同少異なことは伝承方法の如何を問わずうなずけることである。しかし、それはともかくとして、この系統は、同一方向をめざしているはなしとの他に宇治拾遺との共通点は見出せない。したがつて直接はもとより間接関係もないと推断してよいものとおもわれる。

一方、いまひとつの系統は大日本國法華經験記、宇治拾遺の二

書によつて構成されているものである。

相応和尚。不見其伝。但聞故老一両伝言。即是慈覺大師入室弟子也。和尚天性極大精進。志念勇健。斷穀斷塗。厭世美味。罄三密法。降伏魔緣。苦行勝人。修驗難思。衆鳥翔空。悉落不飛。大樹並立。合令交繩。或暴流水。還令逆流。或止霖雨。忽令晴天。尋入葛河。久住修行。立深水中滿浴。遍住十九澗。布十九字。凝十九觀。始見明王。齡伽羅童子。制多迦使者。隨順左右。永承其命。和尚面向明王。祈申二世要事。心有所念。明王能滿。和尚内心有一願。現身外都卒內院。親見慈尊。供養禮拜。雖有所念。非力所及。祈白明王。我有此願。明王威効。令我升天。見弥勒慈尊。明王告言。天上勝妙地。下界不能往。何況其中都率內院。一生補處菩薩所居。所從眷屬。斷惑證果。以具縛身。輒得昇哉。和尚祈申願深。明王告言。我以有不違行者所念奉仕之願。可隨汝心。即將和尚。昇兜率天。過往外院。向內院時。守門天人遮止不入。諸天告言。希有沙門。依於明王本誓力故。得過此處。雖然沙門未具可到內院菩提。所以者何。沙門未得詔誦妙法華經。不能修行四種三昧。以何為業。得入內院。沙門早帰本所居國。詠誦法華經。思惟妙惠。以其善力。當生此天。和尚不果所願。即得下天。流淚摧骨。慚愧發露。不詠誦法華經不修行一乘。臨老後。始詠誦法華經。信歸一乘。乃至依於定惠薰修顯密修行。最後如念。成就所念。見慈氏尊。入於圓寂焉。

天台南山無動寺建立和尚傳と宇治拾遺とに、間接であつても平面的な関係は否定されるいくつかの点、たとえば、宇治拾遺は都

卒円院に至らんとして果さなかつたといふ比較的單純な内容であるのに對して、僧伝類側はやや複雑であるし、須弥山の頂で十方淨土を見るによつて一応目的を達していること。相應が本山に帰つて法華經を誦する動機が、宇治拾遺は内院の門前で、誦すことが出来なければ門に入るとは許されないと不動明王に教えられたのであるのに對して、僧伝類の方は、すでに内院に生まれていた慈慶大德に教えられるとの相違。さらには、和文を漢文との違いがあるとはいへ、文章表現にまつたく類似性がみとめられないことなどが指摘出来るのであるが、右に掲げた大日本國法華經験記にはこれらにみられなかつた宇治拾遺との共通点、たとえば、相應が葛川で修行したことが明記してあること、慈慶が關係していないこと、およびそれらを含めて若干の相違はあるけれどもプロットが類似していることなどからして、両書はさきに述べたいわゆる僧伝系統とは一線を劃した近しい關係にあるものといえるのである。ただししかし、いかに両書が同じ系譜に属する近しい關係にあるものだとはいっても、むろん、それはいづれか一方が他方を典拠とした（この場合は、宇治拾遺が大日本國法華經験記を、と考えるべきである）結果生じた類似現象ではない。というのは、大日本國法華經験記を典拠とした場合に、そのなかからとくに興味があるとも考えられない數語だけをとらなければならない理由はないようにおもわれるし、数語みとめられる類似話がわかつられて収められているのも、雜撰の宇治拾遺にあつてはうなづけない。また、この「上都卒天」事だけをつき合わせてみても、たとえば、まだ内院に入るに値するだけの業をなしてい

ないことを理由に相應を本山に帰らせるのが、大日本國法華經驗記では都卒内院の諸天であり、宇治拾遺では相應をそこまで連れ行つた不動明王となつて相違しているからである。この点は、さきに述べた天台南山無動寺建立和尚伝を祖としていると考えられる系統とも違う。三者三様である。

要するに宇治拾遺卷十五第八話の前半すなわち「相應和尚上三都卒天事」の類似話をみなされるものは天台南山無動寺建立和尚伝系と大日本國法華經驗記系との二系統があり、宇治拾遺と後者との至近性は前者の比ではないのであるが、しかしこれとげつして書承関係によつて生じた類似話現象ではないといえるのである。

次に「染殿后奉レ祈事」の部分について。

これは、染殿后的物氣を落すべくして召された相應和尚の風態が卑しかつたために外殿を許されず、勾欄の下で祈禱をして後の物氣を落すはなしである。次にその全文を示す。

……其の和尚、かやうに奇特の効驗おはしければ、染殿の后物氣に悩み給ひけるを、或人申しけるは、慈覺大師の御弟子に、勧動寺の相應和尚と申すこそみじき行者にて侍れと申しければ、召しに遣はす。即ち後使に連れて参りて、中門に立てり。

人々見れば、長高き僧の鬼の如くなるが、信濃布を衣に著、帽の平足駄を履きて、大木棟子の念珠を持ち。其体、御前に召し上げべき者に有らず、無下の下衆法師にこそとて、唯だ簞子の辺に立ちながら加持申すべしと各申して、御階の勾欄の許に

て、立ちながら候へと仰せ下だしければ、御階の東の脇勾欄に立ちながら、押し懸かりて祈り奉る。宮は寢殿の母屋に臥し給ふ。いと苦しげなる御声、時々御簾の外に聞ゆ。和尚纔に其の声を開きて、高声に加持し奉る。其声、明王も現じ給ひぬと、御前に候ふ人々、身の毛よだちて覚ゆ。暫し有れば、宮紅の御衣二つばかりにおし包まれて、鞠の如く簾中より転び出てさせ給うて、和尚の前の簞子に投げおき奉る。人々騒ぎて見苦し、内へ入れ奉りて、和尚も御前に候へと云へども、和尚斯かる乞児の身にて候へば、如何でか罷り上のべきとて、更に上らず。はじめ召し上げられざりしを、安からず憤り思ひて、唯だ簞子にて、宮を四五尺あげて打ち奉る。人々しわびて、御几帳どもをさし出だして立て隠し、中門を鎖して人を払へども、極めて顯露なり。四五度ばかり打ち奉りて、投げ入れ／＼祈りければもの如く内へ投げ入れつ。其後和尚罷り出づ。暫く候へと留むれども、久しう立ちて腰痛く候ふとて、耳にも聞き入れずして出でぬ。宮は投げ入れられて後、御物氣さめて、御心地爽かに成り給ひぬ。驗徳あらたりとて、僧都に任すべき由宣下せらるれども、かやうの乞児は、何条僧綱に成るべきとて返し奉る。其後も召されけれど、京は人を賤しうする所なりとて、更に参らざりけるとぞ。

宇治拾遺の他にこのはなしには二系統の類似話がある。そのひとつは、天台南山無動寺建立和尚伝を祖とするいわゆる僧伝系のものであり、いまひとつは、今野達氏によつて指摘された善家秘記を祖とする今昔、扶桑略記の系統である。宇治拾遺をも含め

てこの三系統の類似話の所取文献を分類すれば次のようになる。

区別しておいた。

天台南山無動寺建立和尚伝
拾遺往生伝

りも宇治拾遺に近いといえる僧伝系のはなしは、次に示すようない内容である。

不動明王正(紀僧)に關係あり

明匠略伝
古事談

東国高僧伝

同年染殿皇后被禱天狐經數月諸寺有驗之僧無敢能降之者。天狐放言云。自非三世諸公出現者。誰敢降我亦知我名。和尚依召參入。兩三日候。無有其驗。選於本山。

對明王啓白事由。愁恨祈禱。明王像背而向西。和尚隨

元享秘書
本朝高僧傳

坐西。明王復背而向東。和尚隨復坐東。明王背而如初向南。和尚亦坐南。流淚彈指稽首白言。相應從奉事明王更無危念。而念有何犯過相背如比。乞願垂悲愍幸告

字治拾遺物語

示。胡跪合掌奉念明王之本誓。合眼之間。非夢非覺。明王告曰。我依一時之後生。生加護之本誓。難應汝恨祈。

善家秘記
今昔物語集

仍有相背。我今說本緣。昔紀僧正(紀氏三國之子也)。存在之日持我明咒。而今以邪執故墮天狐道。着齒皇后。為之守

扶桑略記

本誓護彼天狐。是以我咒不縛彼天狐也。今汝到宮中。密告天狐言。非汝是紀僧正後身。祐本天狐哉。後低頭之頃。

- 1、古事談はいわゆる僧伝ではないが、該當項が「僧行」の項目に収められているので便宜上僧伝の一つとみなし。

- 2、同じ僧伝類のなかでも、東国高僧伝、元享秘書、本朝高僧伝の三書には、天台南山無動寺建立和尚伝→古事談に対し

て表現上の共通した差異がみとめられる。考え方によればささいな違いはあるが、後世のものに共通した差異がみとめられることにはなんか問題がありそうにおもえるので一応

以大威德兜加持得結縛。我伏邪執爲令趣弘道告斯事耳。和尚驚疑之後。不堪感激。頭面接足。頂拌數十。後日依召參彼宮。仰意行事一如明王教喻之旨。應時結縛。天狐屈指。陳自今以後不可復來之由。少時解脫。其後皇后不有御禱。此尊靈驗宛如生身。

右の引用は天台南山無動寺建立和尚伝の該當部分よりのものであり、この系統に属する他の文献が、プロット・表現ともこれと

ほぼ同じかたちであることは、さきにみてきた「上都卒天一事」の場合と同様であるが、ともに染殿後の物語を相応が祈禱によつておとしたはなしであるとはいうものの、僧伝系と宇治拾遺とはプロットにおいて、そしてまた表現においておよそかけはなれているのである。

一方、今昔や扶桑略記にみられる善家秘記が散佚しており、化石化して残されている扶桑略記や真言伝等の記述からわざかに推測出来るだけであるから、なにぶんにもはつきりしたことはいえないものであるが、少なくともプロットにおいては、やはり僧伝系と同様にはつきり一グループを形成しているといえる。そして煩雜であるから引用はしないが僧伝系とも宇治拾遺とも違った独自の内容を伝えていた。しかも、それはたんに同一事件を前記二者とは別な角度からとらえた相違とだけではすまされない内容なのである。

このように、染殿後の御惱事件をとりあつかったはなしには現在までにわたくしの知りえた範囲で三系統があるのであるが、要するに宇治拾遺のそれは僧伝系とも善家秘記系ともなんら有機的なつながりをもつていいないのである。同一事件をテーマにしていながら有機的なつながりをもたないまったく異質のはなしが三系統もみられることの一般的な原因としては、(1)発生した場の相違(2)それそのはなしが伝承されていく過程においてたどった歴史の相違による変形。それと関連して、(3)伝承の過程において他の要素との交錯した結果の変形、と無関係ではないおよそ三つの理由が考えられるのであるが、当面の問題である染殿後の御惱事件

にまづわるこの三系統についていえば、僧伝系と善家秘記系との類似現象は主として(1)の理由によるものとおもわれる。すなわち真言伝に引用されているところの善家秘記の成立事情を示した部分には

昌泰二年春三月、清行紅翰林学士閑居、イトマ多時。后宮命婦百濟繼子。后暮齡至迄ツカヘテ。年八十余ナル言談次。具是事述聞是記。世之伝此事者。多ニ恠字語。今以三命婦所伝為撫実云云。

とある。昌泰年間に既に拡く流布されていたという「異説」がどうのうなものであつたかはあきらかにされていないけれども、「世之伝此事者。多ニ恠字語。今以三命婦所伝為撫実云云」というからは、その内容は少なくとも善家秘記系のそれとはかなり大きな違いがあつたはずであるし、善家秘記は染殿後に仕えていた老命婦の談話を三善清行が筆記したものであるから、「異説」の発生の場は老命婦百濟繼子の生活圏外でなくてはならないようにおもわれる。そうしてみると、善家秘記と大きく相違している僧伝系のはなしは、あるいはいうところの「異説」ではないかとの疑問が生じるはずである。なぜならば、僧伝系のはなしには善家秘記の側からすれば「多ニ恠字語」と評される要素がいくつあるからである。たとえば、染殿后にとりついたのが紀僧正真済の靈になつてゐることはそうである。南都高僧伝などの諸文献によれば、真済は信心厚い高僧で弘法大師十人弟子の第二に例せられているし、じじつ承和二年には空海僧都伝を書いている。この真済が邪心を起して靈となり、染殿后にとり后ついたといふこと

は真言伝や本朝高僧伝が既に指摘しているように解せないのである。このように、善家秘記系では金峯山の聖人となっている靈の正体が、僧伝系では妥当性を欠いているようにおもわれる紀僧正

真済になっているのは、淨藏の伝のなかにもみえる現象であって、けつしてここだけにみられる特殊な現象ではないからおそらく真済→靈の連想が一般化していくそれがなんらかの理由で混入されたものであろう。もちろんこの推論には確証がなく、したがって臆測の域を出さないのであるけれども、以上のようなわけで善家秘記と僧伝系の二つのはなしは染殿後の御惱事件をそれぞれ異った場（角度）でとらえたものであり、後者にはさらに伝承の過程において他の要素が混入して変形したもの（原因）であろうことを、わたくしは今後資料が発見されるまでの仮説とした。とにかく、発生の場の相違と伝承の過程での変形とを抜きにしてはこの両系統の類似と相違とに納得のいく説明がつけられないようになられるのである。

ところで、宇治拾遺はどうかというに、結論をさきにいえば、善家秘記系や僧伝系（右の仮説が妥当なものとして）とは違つて、元来染殿後の御惱事件とは無関係なのである。すなわち、宇治拾遺にみるのはなしは、じつは西三条女御（多賀幾子）の御惱事件にまつわるものであつて、これが同じように相応が祈禱して物氣を落したことから染殿後の御惱事件と交錯し、西三条女御または良相公女であるべきところが染殿后となつたものである。であるから、結果的にみれば同じように染殿後の御惱事件にまつわるはなしであるという点において善家秘記系や僧伝系と広義の

類似話とはいえるけれども、それとこれとは根本的に事情が異なるのである。

おそらくプロパガンダ的意図をもつて編纂された特殊位層の所産のゆえであるうが、祈禱の効験のあらたかなことから僧の貴さを説くのは僧伝の常套的な手段である。相應の場合も例外ではない。ちなみに、相應には染殿后、西三条女御、六条皇后の三人の御惱を祈禱したはなしがある。そのうち染殿后的御惱事件に関する僧伝系の部分はさきに示したところで知られるように、要するに「染殿后にとりついた紀僧正の靈を相應和尚が縛した」（今野達・善家秘記と真言伝所引散佚物語・国語と国文学・昭33・11）はなしであつて宇治拾遺とはまるで違つた世界を構成している。ところが西三条女御の御惱事件にまつわるはなしは、次に示すとおりであつて、こまかい表現こそ違え、プロットといい表現といい宇治拾遺とまったく同じ内容をもつてているのである。

文德天皇天安二年西三条御娶重病。殆及死門。右大臣頻馳書信。丁寧被請和尚。慈覺大師曰。八福田中看病第一。結縁之内師檀尤深。併闇下身代令度上人。一深懲祈念之力。當此急難。称守本願不趣彼請。一達利生之意。一背三知恩之旨。早可參下矣。大師命難不競。一十一年參於彼殿。山山寺寺名僧。有智有驗僧綱凡僧。滿堂溢席。側肩促膝。和尚不整衣裳。只着施布。皆見裝儀之施簡。各懷下劣之思惟。和尚謙下不_レ上殿中。遙坐_レ廂簾而誦_レ咒。末_レ幾咒縛其靈。彼此雷同未_レ知誰驗。暫而擲出自_レ几帳上。過一度於衆人之中。如_レ飛到_レ和尚之前。躊躇升降高声叫喚。和尚

宜行可還本處由亦如飛還於帳裏。數就之後其声漸下。

所着靈氣陳屈伏之詞種種雜語不可勝計。大臣感激歡喜云。我師斯在。豈有何思哉。滿堂縉素霍然皆胆和尚是則顯驗之最初也。

さきたことわったように、表現のこまかいところまでは類似性がみとめられないこと、僧伝系のはなしでは相応が外殿しなかつたのが自らの意志によつてであるのに対し宇治拾遺は意志に反してそうせざるをえなかつたこと（これは、末尾の「京は人を賤うするところなりとて、更に参らざりけるとぞ」の伏線になるもので、宇治拾遺では重要な意味をもつてゐる）、および祈禱の対象が西三条女御と染殿后と相違していることなどの諸点からして、かりに宇治拾遺の改作を仮定しても両者が書承関係ないことはあきらかであるが、はなしそのものの本質において両者は同じ範疇にあり、西三条女御の御惱事件に関する僧伝系のこのはなしには、染殿后のそれに対してみられなかつた多くの共通点がある。したがつて、宇治拾遺卷十五第八話「相応和尚上」都卒天事付染殿后奉祈事」の後半部は本来染殿后の御惱事件をとりあつたはなしの系統に属するものであると推断して間違いないとおもうのである。

そうしてみると、西三条女御の御惱事件を伝えるべき宇治拾遺において、相応の祈禱の対象に染殿后がまぎれ込んだのはなぜかということが問題になつて来る。考へるに、これはおそらく西三条女御と染殿后とが混同されやすい近い関係と類似の状態にあつ

たからであつとうともわれる。すなわち、尊卑文脈によれば両者は藤原冬嗣を祖父とする従姉妹の関係であり、また西三条女御は文徳天皇の女御、染殿后は同じ文徳天皇の后なのである。確實な資料にもとづいて、しかもそれが忠実に継承されないかぎりこうした混同は容易に起りうる現象なのであって、たとえば、今昔卷二十第七話「染殿后為天狗被媿乱語」の冒頭の、本来ならば「文徳天皇ノ御后也」または「清和天皇ノ御母也」とあるべきところに、「今昔。染殿ノ后ト申スハ文徳天皇ノ御母也」（翻刻本のうち岩波文庫本には「御母」の下に「御后」の書入れがある）とあることによつて、あるいは、今昔卷十九第五話の一部に「万葉集」とあるものが類似話である古本説話集第二十八には「古今」となつており、しかも念の入つたことはそのいづれにも関係ないことなどによつて、近い関係と類似の状態にあるものが説話の世界では混同されていたことが裏付けられるのである。

（註）今野達氏は「善家秘記と真言伝所引散佚物語」（国語と国文学、昭31・11）で、この点について「從來、本話（今昔卷二十三第三話——筆者註）の典拠は不明とされていた。古今妖魅考や攷証今昔物語集以来、諸書は拾遺往生伝、宇治拾遺物語、古事談、元享釋書等の所収する「染殿后にとりついた紀僧正の靈を相応和尚が縛した」という説を参考的に挙げているが、それらは凡て無動寺相応和尚伝を祖的母胎とする全く別系の伝承である」と論じておられるが、宇治拾遺を僧伝系と同じ伝承の系列だとすることには賛成しがたい。理由はすでに本文中に述べたとおりである。

3 結論

以上、僧伝類との関連において、類似度の高いものと低いものとの両面から、宇治拾遺のなりたちにかかわりの深いとおもわれる三点について述べてきた。これを総合すると次のようことがいえるであろう。

僧伝類と宇治拾遺とに類似話がみられる以上、両者の間にはなんらかのつながりがなければならない。ところが、そのつながりは書承関係によるものでないことがあきらかである。とすれば、ここで、両者はくちがたりというべきわめて流動性にとんだ媒体をなかだちとしているのではないか、その媒体としてのくちがたりが両者に類似話現象を生ぜしめているのではないかとの仮説の設定が許されるはずである。そして、この仮説以外に両者のつながりを納得のいくように説明することは出来ないようにおもわれるのである。しかもこの仮説は、卷十五第八話で指摘された二点から裏付けられるのである。つまり、染殿后と西三条女御との混同はくちがたりによってのみ生ずる現象であつて、すでに本文で述べたように確実な資料にもとづいてそれが忠実に繼承された場合にはこの現象はけつして起らないと考えられるし、「上都卒天」事の類似話である大日本國法華經験記の冒頭に、「相應和尚、不見其体。但聞故老一兩伝言」とあることは、宇治拾遺のなりたちがくちがたりによつていることを示すに他ならないのである。そうして、相應の都卒天にのぼった事をとりあつかつたはなしのうち、宇治拾遺と同じくたちのものが大日本國法華經験記

所収のものしかないだけに、これがかたり伝えられたという事実は、大日本國法華經験記と同じように、宇治拾遺卷十五第八話の前半、つまり「相應和尚上都卒天」事もまたかたり伝えられたものであり、宇治拾遺はそのかたりをとらえたのであるうとの推定を可能ならしめるのである。

したがつてわたくしは、宇治拾遺のなりたちは、少なくとも僧伝系との共通類似話は、くちがたりによつているとするのがもつとも妥当な結論であろうと考へる。(一九五九年十一月一日、早稻田大学国文学会研究発表大会において発表)

☆

☆

☆